

『理事功程』研究ノート

小林 哲也

I はじめに

『理事功程』は、特命全権大使岩倉具視の一行に理事官として随行し、明治4年より同6年にわたって欧米の教育制度を視察した文部大丞田中不二麿が、帰朝後上梓したわが国で初の公的な海外教育調査報告書である。

田中の欧米派遣やその報告書の作製上申は、学制形成期におけるわが国文部行政上の一重要事として、当時の『太政官日誌』¹⁾や『公文録・文部省之部』²⁾などに記録されていることは当然として、明治10年に恐らく始めて編せられた文部省の公的編年史である「文部省沿革略記」に既に次のような記事をみることができる³⁾。

4年11月 文部大丞田中不二麿理事官トシテ欧米各国ニ航シ至ル所教育事務ヲ探討諮詢ス（此ノ時不二麿呂僚官ヲテ筆記セシメタル理事功程十五卷アリ今概ニ上梓シテ世ニ公布セリ）

大正11年に文部省より刊行された『学制五十年史』⁴⁾においては、学制取調・視察のための田中の欧米派遣について短く触れているにとどまったが、続いて同じく文部省より刊行された『学制七十年史』（昭和17年）、『学制八十年史』（昭和29年）、『学制百年史』（昭和47年）⁵⁾では、明治5年の学判の改善や明治12年教育令の制定との関連において田中の欧米派遣について述べ、また『理事功程』の内容についてもその取り扱った国をあげるなど、恐らく下記にあげる教育史学界での関心を反映してであろうか、やや詳しく触れている。

田中の派遣や『理事功程』の作製について研究の機会を与えたのは、明治40年に発表された田中自身の回顧録「教育瑣談」⁶⁾ではないかと思われる。この中で田中は、欧米派遣の際に正院に裁可を求めた講究事務の目的を引用して、その視察の意図を明らかにした外、随行者や旅程、ことにアメリカにおいてその教育長官から学ぶことがあったこと、新島襄とアメリカ諸州およびヨーロッパ各国を廻り得るところが多かったこと、帰国後『理事功程』15巻を上申したことなどについて述べた。また、帰国後に学制の改善に携わった際、見聞した欧米の実情にもとづいたもの

1) 『太政官日誌』、明治4年第82号、辛未10月22日、御沙汰書写。

2) 『公文録・文部省之部』、明治6年9月8日、同8年7月2日、同年11月4日。

3) 「文部省沿革略記」、文部省『日本教育略』附録、明治10年8月、309-310ページ。

4) 文部省『学制五十年史』、大正11年、23ページ。

5) 文部省『学制七十年史』、27ページ。『学制八十年史』、61-62ページ。『学制百年史』、142-143ページ。

6) 田中不二麿「教育瑣談」、大隈重信撰、副島八十六編輯兼発行『開国五十年史』上巻、703-748ページ。

として、例えば女子師範学校、幼稚園の設立などをあげ、彼の欧米視察がその文部省在職中の文部行政に大きな意義のあったことを示した。

この田中の回顧録を、少くとも一つの資料として、田中の欧米派遣やその『理事功程』について論じたものが、大正3年に公開された横山達三の『文部大臣を中心として評論せる日本教育の変遷』⁷⁾であった。この人物評論的教育史ともいべき著述において横山は、田中の業績、ことにその欧米派遣や報告書作製を学制改善期の文部政策の中に位置づけ、また他のさまざまな人物との関わりあいの中でみようとすした。更に注目してよいことは、田中を論ずる章の中に新島襄についての一節を設け、新島の田中への助力を論じ、また『理事功程』が新島に負うところが大きいと述べた⁸⁾。これより先、明治36年にゼーデー・デビスによる『新島襄先生伝』（補正再版）⁹⁾が公開されていたが、横山の新島についての論述はこの書によるものであった。

第二次大戦終了までにいくつかの日本教育史の研究や通史・概説があるが、上述の文部省刊行のものや、横山のそれを越えたレベルで、田中の欧米派遣や『理事功程』について論じたものはない。その意味でこの問題について本格的な研究が行われるのは、第二次大戦後のことに属するのである。その中でただ一つ特記しておくべきことは、昭和9年に西尾豊作の著になる『子爵田中不二麿伝（尾藩勤王史）』¹⁰⁾が公開されたことである。これは田中の伝記をその周辺との関係で詳細に論述したものであるが、欧米派遣については殆んど何も新しいものを与えていない。

昭和31年に開国百年記念として『日米文化交渉史』が編纂され、その教育編¹¹⁾が海後宗臣の下で仲新・土屋忠雄・成田克矢らによって執筆された。その中で田中は海外教育制度を専門的に視察した最初の日本人とされ、またその『理事功程』中のアメリカの部分は、アメリカ教育を実地見聞と確実な資料で日本人が理解して書いた最初のもものとされ、その内容について論述がなされた。ただし、これは内容的には戦前の研究のレベルにとどまったといえよう。

これに対して、その執筆者の一人土屋忠雄が昭和31年および同37年にそれぞれ公開した『明治十年代の教育』¹²⁾・『明治前期教育政策史の研究』¹³⁾は、この問題について本格的な検討を加えた。それは従前の研究やそれに用いられた資料を再吟味し、さらに例えば『木戸孝允日記』¹⁴⁾・『新島襄先生書簡集』¹⁵⁾のような新しい資料を加え、従来必ずしも明確でなかった、例えば田中の派遣と「学制」制定との関係、木戸と田中との関係などの諸点に光をあて、また従来通説とされた、

7) 横山達三『文部大臣を中心として評せる日本教育の変遷』、大正3年。「教育令時代に於ける米国主義の教育と文部大輔田中不二麿の功業」、66-92ページ。

8) 「米国主義教育と新島襄」、同上書、85-92ページ。

9) ゼーデー・デビス『新島襄先生伝』補正再版、明治36年。原典は Rev. J. D. Davis, *A Maker of New Japan: Rev. Joseph Hardy Neesima*, New York, 1894.

10) 西尾豊作『子爵田中不二麿伝（尾藩勤王史）』、昭和9年、344-345ページ。

11) 開国百年記念文化事業会編『日米文化交渉史、第三巻、宗教・教育編』、昭和31年、328-336ページ。

12) 土屋忠雄『明治十年代の教育』、野間教育研究所紀要第十輯、昭和31年。

13) 土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』、昭和37年初版、昭和43年再版、111-116、120-128ページ。

14) 日本史籍協会編『木戸孝允日記』二、昭和8年初版、昭和42年覆刻。

15) 森中章光『新島先生書簡集』、昭和17年。

例えば田中がアメリカ一辺倒であったといった点に、彼のプロシア教育への高い評価、フランスへの批判などを指摘して、修正を加えたのである。

昭和38年に出版された井上久雄の『学制論考』¹⁶⁾は、「学制」の設立との関係で田中の欧米派遣を論じているが、その際既述の諸資料の外、内閣所蔵の『大使全書』¹⁷⁾や、「^{ホフマン}忽弗満氏学校建議」などの新資料によった。また、田中の派遣と留学生制度との関係など、従来触れられていなかった問題にも検討を加えている。

尾形裕康は昭和36年の『西洋教育移入の方途』¹⁸⁾において、前述『大使全書』の外、『太政官日誌』・『特命全権大使欧米回覧実記』¹⁹⁾などにより、田中派遣の事情を明らかにしたが、38年の『学制実施経緯の研究』²⁰⁾では、『理事功程』の各巻に報告された欧米諸国の教育制度を、他の報告・翻訳と並んで「学制」の条文と対比させ、「学制の源流」を探ろうとした。また、昭和48年の『学制成立史の研究』では、「明治の学制と新島襄」²¹⁾と題する一章において新島と田中の関係を論じた。彼によれば、新島は田中と行を共にして欧米の教育制度の調査に従事し、かつ膨大な関係資料をみずから収集翻訳し、所見を加えて草案を執筆し、これを田中が帰国後清書せしめたものが『理事功程』であるとされた。尾形は前述関係資料の外、主として新島関係の資料・研究によって論じたのである。

本論はこうした先学の研究によりながら、それらに用いられた諸資料を再吟味し、また若干の新資料を加え、(1) 理事官田中の欧米派遣の経緯、(2) 理事官一行の旅程、(3) 『理事功程』の執筆・基礎資料などに関わる、いくつかの問題点や事情を整理し、それらにいくばくかの新しい光をあててみたいという動機の下に書かれた。直接のきっかけは、『理事功程』の復刻本出版に際してその解説を依頼されたことにある²²⁾。その準備中に生じたいくつかの疑問点を解決することなく解説を書き上げてしまったことに対して、本論が一つの補遺として役立つことを期待するものである。ただし、本文でも明らかであるように、疑問点がすべて明らかになったのではないし、また筆者によって更に誤った解答が与えられたものもあるかもしれない。これは研究のための時日の短かったことというより、筆者の力量の不足を物語るものである。それにもかかわらず敢て本論を公けにしたのは、これによって、先学・同学の諸氏よりの批判や助言を受け、より完全に近い研究としたいからに外ならない。これはまた本論を「研究ノート」と題した所以でもある。本論を準備するにあたっては、前述の先学諸氏の研究に大いに学んだ外、何人かの人々からとくに助言を得、また援助を得た。この論文の終りに名をあげて感謝の意を表したい。

一体、一国の国民教育制度の形成過程において外国の教育に学ぶということは、わが国に限ら

16) 井上久雄『学制論考』、昭和38年、108-112、160、311、397ページ。

17) 『大使全書』、内閣所蔵、大使書類原稿。

18) 尾形裕康『西洋教育移入の方途』、野間教育研究所紀要、第19集、昭和36年、47-53ページ。

19) 太政官記録掛刊行『特命全権大使欧米回覧実記』5巻、明治11年。

20) 尾形裕康『学制実施経緯の研究』、昭和38年、98-134ページ。

21) 尾形裕康『学制成立史の研究』、昭和48年、332-359ページ。

22) 『理事功程』復刻版、昭和48年、臨川書店。

れることなく、洋の東西を問わず普遍的にみられることである。比較教育学においてはこれを「教育的借用 educational borrowing」あるいは「採長補短の教育研究」と称し²³⁾、例えばシュナイダーの如きは、これを比較教育学研究の重要な一分野とみなしている²⁴⁾。しかし、概していうと、シュナイダーら一部の優れた研究を除き、この分野の研究は余り進んでいるとはいえない²⁵⁾。一つの困難は、借りる方と借りられる方との両方の国の教育についての、深い知識と洞察が必要とされるからであろう。ことに借りられる方が複数であれば困難はさらに倍加する。

わが国においては、わが国の教育制度の形成発展の過程における外国教育の影響についての研究は、前述のものを含めて決して少ないとはいえないであろう。それにもかかわらず、あえて言うならば、それらが主として日本教育史の専門家の手によって進められてきたところに、一つの限界があったというのは過言であろうか。同様のことは外国教育史家よりのアプローチについてもいえるかも知れない。本文にふれる田中不二麿とマシウ・アーノルドとの邂逅の如きは、その意義をどう解するかは別として、従来日本教育史家によっても、また西洋教育史家によっても、一度も指摘されたことがなかった事実である。比較教育学を専攻する筆者が、敢て日本教育制度・政策の歴史に関わるこの問題に取り組んでみたのも、実はこうした研究が比較教育学の重要な一分野に属すると思うからであり、またこれによって比較教育学が日本教育史やその他の分野にながしかの貢献ができることを示してみたかったからに外ならない。果してそれが成功したかどうかは、もちろん読者諸氏の判断にまつものであるが。

II 理事官の派遣

明治4年11月12日(旧暦)横浜を出帆し、一年有余にわたり米欧諸国を歴訪した岩倉使節団は、全権大使右大臣岩倉具視、副使参議木戸孝允・大蔵卿大久保利通・工部大輔伊藤博文・外務少輔山口尚芳らの外、書記官・理事官・大使および理事官の随行など計48名、さらに同行の留学生54名、女子留学生5名などを加えると総計100名を越える大規模なものであった¹⁾。同年の7月に廃藩置県を行い、また太政官制を改めるなど、着々と中央集権制の確立に手を打ちつつあるとはいえ、いまだ創設の日も浅い明治政府が、その最高首脳部の大半をあげて、しかもかなりの長期にわたってこれを海外に派遣したということは、安政の不平等条約の改正と、そのための欧米を範とする国内諸制度の改革を、いかに重要かつ緊急なものと政府が考えていたかを物語るものである。

23) 例えば、G. Z. F. Bereday, *Comparative Method in Education*, 1964; Harold J. Noah & Max A. Eckstein, *Towards a Science of Comparative Education*, 1969 をみよ。

24) Friedrich Schneider, *Vergleichende Erziehungswissenschaft*, 1961 (邦訳 シュナイダー『比較教育学』)

25) Friedrich Schneider, *Geltung und Einfluss der deutschen Pädagogik in Ausland*, 1943; W.H.G. Armytage, *The American Influence on English Education*, Routledge, 1987, その他。

1) 『特命全權大使米欧回覧実記』明治11年、太政官記録掛刊行、1-2ページ。ただし、これによると女子留学生は4名となっている。

使節派遣を政府が決定するまでには、いろいろな経緯があったようであるが、その決定の、少くとも一つの基礎となったものに、明治4年2月に伊藤博文によって政府に提出された意見書がある²⁾。当時財政経済制度調査のため米国に滞在中であった大蔵少輔伊藤は、条約改正の時期が迫ってきたことにかんがみ、その準備のため特命理事官を欧米列国に派遣するよう具申したのであるが、その特命理事官については意見書の中で次のように述べている³⁾。

……俊秀の人物にて外邦の語に通じ、又我国の事務を實地に心得候者を選び、之を西洋諸州並に米國に派出し、交際の状實、條約の取極より、諸税目運上所の規則等取調させ度、尤此輩は乳臭の少年、白面の書生にては其任に適す間敷、事務に慣候官員中より抜択し、之を特命理事官 スツツツツ として各國政府へ公書を以て相頼み候方可然、然る時は此輩即ち僕が目今米國に存るの地位に比しく、各國政府の保庇を得、交際貿易の状尽く之を悉知し、來夏改議の前に帰朝し、各取調たる状を奉るべく、政府の枢密に參與する重官この状を取集め、彼我を斟酌し中外に折衷し、以て條約を改革し以て税目を改正致候はば、初めて萬國普通の交際坤輿同理の貿易に至るを得ん。

明治4年9月上旬までに政府の使節派遣が決定されるが、それは伊藤の具申したものより一段格の高い全權大使、すなわち「アンバサドル」⁴⁾を遣るものであり、それに理事官が随行することとなった。すなわち、9月3日に太政大臣三條實美が勅を奉じて外務卿岩倉具視に下した特命全權大使派遣の事由書⁵⁾によれば、その目的は、全權の使節を列国に送り、親しくわが国情を説示して相手側の意向を探り、条約改正の素地を作ることであり、そのために使節に全權理事官何人かを随行させ、これらに書記官・通弁官を付けて、兵制軍事の外、制度法律・理財会計・教育制度のそれぞれを分担して実地に研究させるものとした。当初全權大使一名同副使一名とされていたが、後に副使は前述のように四名となった。理事官は当初より六名とされていた。

この事由書は、伊藤の具申に比べて、単に使節の格を高めたばかりでなく、随行の理事官の研究の範囲を拡げ、ことに教育制度をその研究の重要項目に入れている点、注目に価する。この事由書の諮問に対して外務当局よりなされた9月15日の答申⁶⁾では、学校兵学宗教等は条約改訂の急務でないから、研究は法律理財交際の三科だけに限ってはどうかという意見が出されているが、別の資料によると⁷⁾、文部理事官の任命は8月中旬頃に既に内定していたようであり、使節派遣が具体的に政府内で論議されたのが8月からであるとするならば⁸⁾、教育制度を研究項目に含むことは比較的早くから決まっていたと考えられる。誰のイニシャティヴによってこのようになっ

2) 明治4年2月28日付、大納言・参議・大蔵卿輔・外務卿輔宛、伊藤大蔵少輔の意見書、春畝公追頌会編『伊藤博文伝』上、昭和18年、592-597ページ。

3) 同上書、595-596ページ。

4) 正式には Ambassador Extraordinary. (註Ⅱ-4を参照のこと。)なお『特命全權大使米歐回覽実記』では次のように説明されている。

歐州ニ於テ、全權大使ヲ「アンバサドル」ト称シ、之ヲ差遣スルハ、異常ノ特典トナシ、最モ尊重敬待スル使節タリ。(2ページ)

5) 「太政大臣三條實美勅ヲ奉シ外務卿岩倉具視ニ下シタル特命全權大使派遣ノ事由書二通」、『伊藤博文伝』上、999-1009ページ。

6) 「外務卿岩倉具視以下連署答申」、同上書、1009-1010ページ。

7) 長與專齊『松香私志』、明治35年、44ページ。

8) 原口清『日本近代国家の形成』、1968年、93ページ。

たかと、いうことについては更に検討が必要であるが、伊藤を始め、岩倉・木戸らが、いずれもそれまでに国民教育について大きな関心を持っていたことが知られている⁹⁾、また当時文部省においても学制改革のために盛んに海外教育制度の調査を行なおうとしていたのであるから、使節派遣に際して文部省より理事官を随行せしめ、教育制度について研究させることは、むしろ当然のなりゆきであったと見られよう。

事由書の定めた教育制度の研究とは、次のようなものであった¹⁰⁾。

第三課、各国教育ノ諸規則、乃チ国民教育ノ方法、官民ノ学校取建方、費用、集合ノ方法、諸学科ノ順序、規則及等級ヲ與フル免状ノ式等ヲ研究シ、官民学校、貿易学校、諸藝術学校、病院、育幼院ノ體裁現に行ハルル景況トヲ親見シ、之ヲ我国ニ採用シテ施設スヘキ方法ヲ目的トスヘシ。

ここに挙げられている研究の各項目が、誰によって、どのような根拠に基づいて選ばれたのかは明確でない。当時の文部行政の内容を或る程度反映したものであることは、その大部分の項目から、また病院が当時文部省の管轄下におかれていたこのなどから見られる通りであるが、他方、後に引用する文部理事官の調査項目と比較すると、多分に項目のたて方が教育行政の見地からみると雑である。貿易学校を特に挙げている点などからも、この項目が、文部行政についてはある程度の知識を持ちながらも、文部省から一步離れたところにいた、例えば伊藤などによって書かれたと推量することができないであろうか。もっともこれは事由書全体が誰によって起草されたかという問題とともに考えられなければならないものであるが¹¹⁾。

明治4年10月8日、外務卿より右大臣に昇進した岩倉は特命全權大使に、木戸・大久保・伊藤・山口は特命全權副使にそれぞれ任ぜられ、また随行の書記官・理事官・その他の随員も同日またはその後の日付で任命を受けた。政府各部門から選ばれた理事官は、司法大輔佐々木高行・侍従長東久世通禧・陸軍少将兵部大丞山田顕義・戸籍頭田中光顕・文部大丞田中不二麿・造船頭肥田為良であった。田中不二麿の任命は、肥田を除く他の理事官と同じく10月22日であった。同日田中に随行する5名の文部省官員の発令もあった。

11月4日、大使および副使は天皇に拝謁し、勅語ならびに国書を授かったが、同日、岩倉大使に対してその使命の大綱についての勅書ならびに別勅旨が下された。その中で理事官およびその随行員の役割に関して次のように述べられている¹²⁾。

一、各国ニ於テ要用ノ人物ヲ選テ之ヲ雇ヒ、及器具ヲ購入スルコトヲ専決シ、理事官ヨリ此事ヲ申請スル時ハ、之ヲ可否判断スヘシ。

一、各理事官ヲ各国ニ分遣シ、擔当ノ科目ヲ研究習学セシムルハ、實地談判ノ便宜ニ從ヒ之ヲ定メ、及其行事ノ順序期限等之ヲ指揮スヘシ。

一、随行ノ官員其材ヲ量テ之ニ科目ヲ分チ、各國ニ留メテ研究習学セシメ、及各國ニ官費ヲ以テ留学スル

9) それらについては、土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』、昭和43年初版、9-11ページ、井上久雄『学制論考』、昭和38年、72-80ページ、など参照。

10) 「事由書」、『伊藤博文伝』上、1003ページ。

11) 前掲『松香私志』によれば(44ページ)、井上馨の言葉として、「今度の事は一切伊藤の引受けなり」云々とあり、使節派遣準備に伊藤が最も責任を負っていることを示している。

12) 「勅書」、『伊藤博文伝』上、611-612ページ。

生徒ノ分科修業ヲ検査按定シ、失行無頼ノモノハ帰國ヲ申渡スヘシ。但留学生徒ノ費用ヲ裁省シ、其方ヲ検定スヘシ。

11月7日、大使一行と留守閣員との間に約定が取結ばれたが、その中に理事官に関する一項目がある¹³⁾。

第五款 各理事官ノ親見習学シテ考案セシ方法ハ、酌定ノ上順次之ヲ実地ニ施行シ、習学了ラサルモノアラハ、代理事官之ヲ引請、完備ナラシムヘシ。

これらからみると、理事官の任務は次のようなものであったということができよう。

1. わが国に必要な外国人を派遣先の国において選び、雇うこと。
2. 必要な器具を購入すること。
3. 担当の科目について研究すること。
4. 帰国後、実地に施行できるような諸方策を考案すること。

以上のうち、(1)(2)に関しては使節に申請し、可否の判断を得なければならないとされ、(3)の研究のためのプログラムも同様に使節の監督指揮の下にたてられることになっていた。また、理事官によって研究し尽されないものについては、引続き代理のものが研究を続けることとされた。なお、理事官随行員についてもそれぞれ担当の科目に従い各地に派遣し、研究させることとなっている。留学生の監督については、これを理事官の職務とせず、使節が直接行うものとされた。

こうした理事官の職務ならびにその監督のためであろうが、使節ことに副使の間に責任の分担ができたようで、明治5年1月22日、すなわち、使節一行のワシントン到着後第一日目の木戸の日記によれば、当日より木戸が兵部文部のことに主として関係することとなり、一等書記官文部教授何礼之が木戸に附属したとある¹⁴⁾。木戸はこれ以前においても田中理事官らと親しく接していたようであるが、これ以降はその職責もあつてのことであろうが、田中やその随員たちと比較的頻繁に接し、また書翰を往復させている。木戸はまた田中らと共に、あるいは単独に派遣先の国々で学校その他の教育施設の見学を行っている。

もっともこのことは木戸のみが教育に関係したというのではない。彼以外の使節が学校その他の教育施設を訪問した記録がある¹⁵⁾、在外日本人留学生については木戸の外に、とくに伊藤が大きな関心を持ち、ロンドンから政府あてにわざわざ建議を送ったりしているのである¹⁶⁾。

先に述べたように文部大丞田中不二麿が全権理事官に任せられたのは明治4年10月22日であり、その内定があつたのはもちろんそれより以前のことで、『松香私志』の筆者の記憶が正しければ、8月中旬には既に決つていたことであつた¹⁷⁾。田中は10月12日に文部大丞に任ぜられているが、どのようにして彼が文部大丞に任ぜられ、そしてただちに理事官として欧米に派遣されるに到っ

13) 「約定」 同上書、617ページ。

14) 日本史籍協会編『木戸孝允日記』二、142ページ、明治5年1月22日。

15) 『特命全権大使米欧回覧実記』第一編、228ページその他。日下部東作『大久保利通伝』下巻49ページ。

16) 『伊藤博文伝』上、675-678ページ。

たかについては明らかでない。しかし、彼のそれまでの文部行政上の経歴から見れば、文部省内の実力者として彼が理事官に選ばれたことは必ずしも不思議ではない。

田中は弘化2年(1845年)6月12日尾張国愛知郡代官町に、尾張藩士田中儀兵衛亮寅の長子として生れ、漢学者国枝松宇に学び、長じて寄合組・馬廻組・明倫堂監生・同助教並などに任ぜられたが、維新とともに明治元年正月に参与として明治維新政府に関与することとなった¹⁷⁾。明治2年7月8日大学校の職制が改められ、文部行政機関として大学別当・大監・少監などの職がおかれると、田中は10月15日付で少監準席に任ぜられ、これより文部行政に関ることとなった。翌3年3月27日には中辯となるが、この頃大学本校内では大学学制の洋風化を進めようとする行政官と、それに反対する皇漢学の教官たちとの間の軋轢が甚だしく、遂に同年7月大学本校を閉鎖せざるを得ない事態となった。この間大学行政官の中にも皇漢学者を支持するものがあったが、田中は別当松平慶永・大監秋月種樹と共に、洋風化促進派に荷担し大学全体を洋風に改めようとした¹⁸⁾。漢学にたち、洋学の素養を欠く田中が、はやくもこうした立場をとったということは興味がある。

こうして明治3年7月13日には大学別当以下諸役員は免職となり、生徒も退学となった。こうした中で田中がどのようなようになったのかはよくわからない。ただ中辯の位には引き続き留まったようで、明治4年7月14日に中辯が廃官になると、太政官出仕となり、同7月29日には枢密大史、8月10日には大内史にそれぞれ任ぜられている。注目すべきことは、同年7月18日には文部省が設置され、江藤新平が文部大輔に任ぜられていることである。江藤は7月28日に大木喬任が文部卿に任ぜられるまでの10日間に、事実上の文部省最高責任者として文部省の人事を定めたが、その中に田中は入っていない。このことは、新人事が、漢学の松岡時敬・杉山孝敏を除き、文部大丞の加藤弘之・町田久成を始めとしてすべて大学南校と大学東校系統の人物によって占められていたことと関係があるように思われるが、なお考究を必要とすることである。田中が文部大丞として文部省の官職にもどるのは、先に述べたように10月12日のことであり、この時江藤は既に文部省を去り(8月4日)、文部省は大木の下にあった。

このようにして江藤文部人事ではいったん脇に寄せられたかのように見える田中が、文部大丞となるとただちに、10月22日には先輩の諸官を越えて理事官に任命されるに到った経緯はまだ明らかではない。しかし、他の文部諸官が大学南校・東校での管理事務や教育の経験しか持たないなかで、彼ひとり大学本校で、例えそれが萌芽的なものに過ぎないとしても、文部行政の中核にいた経験を持つことは、彼を他に抜きんだたせる十分な根拠となろう。教育の欧風化についての彼の積極的な態度は、彼の大学在任中より知られるところであった。

17) 『松香私志』、44ページ。これはさらに傍証が必要である。渡辺幾治郎『明治史研究家』(昭和9年)によれば岩倉使節団の随員の選考は10月に入って進められているようである。(170-171, 391-394ページ)

18) 西尾豊作『子爵田中不二磨伝』、昭和9年。

19) 『東京帝国大学五十年史』上冊、昭和7年、74-90ページ。

「頭脳は明晰にして、議論つねに、人に、一步を先んずるを期する風あり」²⁰⁾と評せられる田中は、理事官の任を大きな期待と抱負を持って受けたことであろう。

任を受けると、田中はその視察研究の目的を立てて正院の裁可を得た。その全文は次のようなものであった²¹⁾。

世界牽運ノ旺ナル文化ノ治キ列國規制各異同アルヘシト雖モ、教育ノ法ヲ設ケ、人心固有ノ良能ヲ発達シ、知識ヲ増益スルニアルノミ、苟モ闡州ノ民ヲ驅テ訓誨率令暇々歩ヲ進メ、開明ノ域ニ躋ラシメント慾スルモノ、其規制ノ善美ヲ攻竅シ、精益求精ヲ求メ、之カ宜ヲ得サルヘケンヤ、是ヲ以テ米利堅、李漏生、其余、英吉利、法朗西、荷蘭、魯西亞等、最モ善美ナルモノニ就キ、目今行ハルル景況何如ヲ顧ミ、彼我良否相距ルノ遠キ、教育ノ素アルヲ察シ、遍ク利弊ヲ調悉シ、他日、実験ニ従事センヲ要ス、今其講究スヘキ目的ヲ掲ケ、之ヲ左ニ開列ス

教育事務局諸規律之事 教育事務局官員職務之事 教育事務局官員給料之事 大学校之事 中学校之事 小学校之事 公学校之事 私学校之事 女学校之事 共立学校之事 学校科目之事 学校造建之事 学校所用器具之事 学校費用支取之事 学校監督之事 学校教官職務之事 学校教官給料之事 学校教官証憑之事 学校生徒年限之事 学校生徒等級之事 学校生徒試芸之事 学校生徒習業序次之事 学校生徒授業料之事 博物院之事 図書館之事 病院法則之事 貧院法則之事 啞院法則之事 盲院法則之事 癩院法則之事 痴兒院法則之事 其余本省関渉之件々

要務ノ事項ハ目撃スル所ニ従ヒ、瞭知ノタメ、勉メテ簿冊ニ詳記シ、後ノ考索ニ便スヘキ事
書籍器具須要ノモノヲ購得シ、翻刻模造ノ用ニ供スヘキ事

田中文部大丞

これによれば、田中の意図するところは、他日これを日本において実地に応用する目的をもって、欧米先進諸国の実情について調べ、その長短について研究することであった。対象の国としては、アメリカ合衆国およびプロシアを特にあげ、その他イギリス、フランス、オランダ、ロシアなどをあげているが、こうした国の選び方は、当時の文部当局者間にあった教育の先進度に関する外国知識を反映したのものであろうか。調査項目については、中央教育行政機関の規定、職員の職責・給与、学校の種類・運営・教科・建築・備品・経費・監督、教員の職務・給与・資格、生徒の修業年限・等級・試験・課程・授業料、さらに博物館・図書館・病院・救貧院・特殊教育の諸機関に及んでいる。これは先に引用した「事由書」の項目のたて方に比べて、はるかに体系的で包括的である。これは何によったものであろうか。この頃既に文部省では学制の設立を予定し、その準備のための国内の教育調査と、海外教育制度の資料の蒐集と翻訳にかかっている。こうしたなかで上記のような調査項目の目安がたてられたのであろうか。更に、田中は視察した重要事項は後の研究のため記録にとっておくこと、また必要な書籍器具を購入し、翻訳や模造ができるようにすることなどを使命の中にあげている。

上記の教育制度取調条目の伺を提出した後、田中は更に二通の伺を出している。一つは11月2日の海外留学生の取締についての伺であり、彼はその中で留学生規則を改革するについては、こ

20) 横山達三『文部大臣を中心として評論せる日本教育之変遷』、大正3年、68ページ。

21) 『大使全書』第21号文書。尾形裕康『西洋教育移入の方途』、昭和36年、47-49ページ、井上久雄『学制論考』、昭和38年、109-110ページにそれぞれ引用されている。

れを实地調査の上提案したいといっている²²⁾。もう一つは11月の日付落の外国人大学教師招聘についての伺である²³⁾。これによれば、田中は理事官として洋行の機を利用し、「彼の地に於て夫々人物学力等を探索精選し是迄御雇入相成居候輩替料として仮条約取結びて帰朝之節相伴ひ候様仕度」²⁴⁾といっている。

田中理事官の随員として文部省内より、文部中教授長與兼継(専齊)・正七位中島永元・文部中助教近藤昌綱・文部中助教今村和郎・内村良蔵の5名が任命された。彼らの役割については、これを示す公的な文書が見当たらないが、長與の自伝の中に次のようなものがあり、これによってある程度推測ができる²⁵⁾。

随行員五名中島永元・内村良蔵は英、今村和郎は仏、近藤鎮三は独と、各々其の修めたる語学に従ひて各國の学制取調を担当し、余は医学教育の調査に任したり。

ここにあるように、長與は医学教育を課題として主としてプロシア・オランダに学んだ。随員に選ばれるいきさつについて、その自伝で比較的詳しく述べているが、それによると、明治4年7月に江藤に呼ばれて長崎医学校から文部省に移った彼が、新任務の医学行政について模索中、たまたま理事官派遣を聞き、井上馨のついで伊藤に逢い、さらに伊藤の指示で田中および大木文部卿に面会して願い、随行派遣が許されたとある²⁶⁾。長與は結局医学教育より衛生行政を研究題目に選び、帰国後ただちに新設の文部省医務局長に任ぜられるのである。

長與と同時に文部省に入り、同時に欧州派遣を命ぜられる中島永元については、上記の引用以外には何もわかっていない。彼は帰国後は文部省内で大書記官、官立学校長などを歴任した。

内村・今村・近藤については、上述の引用の外、断片的な資料によって、それぞれイギリス・フランス・プロシアに行ったことがわかっているが²⁷⁾、具体的にどのような仕事をしたかということについてはわかっていない。彼らの行動や推測される仕事については後に触れる²⁸⁾。

これらの随員の外に、当時アメリカに留学中の新島襄・後に日銀総裁となる富田鐵之助が通訳として、アメリカ教育視察中の田中を助けた。そのうち新島は田中の要請によりさらにヨーロッパにまで行を共にし、また田中のために資料を翻訳するなど大いに力となった。彼の業績、ことに『理事功程』との関わりについては後に詳説する。

III 理事官の旅程

理事官田中不二麿一行の欧米視察の旅程は肝心の田中自身による記録が見当たらないので、他の

22) 『大使全書』第21号文書。

23) 『東京帝国大学五十年史』185-190ページ。

24) 同上書、186ページ。

25) 長與専齊『松香私志』、44-45ページ。

26) 同上書、40-45ページ。

27) 『木戸孝允日記』二、144ページ、282ページ、313ページ。新島襄『英文日記、1872.3.28-1872.8.25』(同志社蔵)、6月22日、7月16日-8月21日。Arthur S. Hardy, *Life and Letters of Joseph Hardy Neesima*, 1892, p. 145.

28) 帰国後、内村は文部省会計課長、今村は内務省取調局長(明治12年頃)となったことが知られている。

人々による記録から推測再構成しなければならない。以下の旅程の記述に当て次の諸資料文献によった。

- A 『特命全権大使米欧回覧実記』第1—5編。
- B 『木戸日記』二。
- C 『新島襄先生詳年譜』改訂増補¹⁾。
- D 『新島先生書簡集』、D-1『新島先生書簡集続編』。
- E Arthur S. Hardy, *Life and Letters of Joseph Hardy Neesima*, 1892.
- F 『英文日記 (1872・3・28—1872・8・25)』、新島襄手記、同志社蔵。
- G 『松香私志』、長與専齊遺著、明治35年。
- H その他。

以下では頭記のローマ字アルファベットを用いて引用資料を示し、Hについては個々の文献をあげて示した。日付は出発日を除き西暦現地日付である²⁾。

明治4年

- 11月12日 (旧暦) 岩倉使節団に加わり、田中およびその随員、長与・中島・近藤・今村・内村、横浜を出帆。(A I 編1 ページ)

明治5年

- 1月14日 米国サンフランシスコ着。これより使節のカリフォルニア州諸都市の諸施設の視察に加わる。(AI41-95) その間教育関係施設の見学は次の通りである。
- 1月22日 午前、公使と領事館の案内で大使一行(恐らく田中らも含めて) 小学校3校、「ランマン」(または「デンマン」)女学校・某男子校・「リーコールン」共学校を訪問する。(AI59-60, B126)
- 1月28日 大使随行の官員(田中らのことか) オークランド市の小学校・兵学私校・盲啞院・大学校を見学する。(AI68-71)
- 1月30日 ストックトンに至り、使節一行癡狂院を見学。(AI 93) 規則書等をもらい長与に与える。(B130)
- 2月5日 1月31日ロッキー山脈を越え、2月3日ソールトレイク市に着き、それよりユタ州の歓迎をうけ、諸施設を見学する。この日州政庁訪問後モルモン大寺、博物館を見学する。(AI122-124)
- 2月7日 「モンティンホール」普通学校・「モルガン」商学校見学。木戸は参加せず。(AI

1) 昭和34年、同志社校友会刊。これは森中章光編『新島襄先生書簡集』、昭和17年、に収録された「新島襄先生年譜」を改訂増補したものである。なおこの改訂増補された年譜は翌35年刊行された森中章光編『新島先生書簡集続編』に再録されている。これらは新島関係の網羅された資料によったもので、当然上述D-Fも参照されていると思われるが、なお筆者自身の立場でそれらを吟味した。

2) 明治6年1月太陽暦を政府が採用するまで、A・B・Gの原日付は旧暦によっているが、本論ではこれを原地西暦日付によって統一した。

125-126, B134)

- 2月25日 2月21日ユタを離れ、当日シカゴに着く。夜木戸は異なるホテルにとまった長与・田中らを訪ねる。(B140)
- 2月26日 大使一行シカゴ市中を見学し、その際小学校2校を訪ねる。(AI163) ただし木戸は別の行動をとり、大学を訪ね天文台等を見、また学長の案内で学内を巡る。(B140)
- 2月28日 使節団ワシントンに到着。29日には使節間に役割の分担ができたようで、木戸は本日より兵部文部の事に主として関わることとなる。(B142) 木戸は3月4日に岩倉らと日本公館を訪れ、辯務使森有礼にあうが、森はかねてから一行を迎える準備を進めており、教育制度調査のために、当時アンドバー神学校留学中の新島襄に、合衆国の教育制度調査を依頼してあった。(B143,C68)
- 3月8日 田中、森とともに、新島および12名の日本人留学生にあう。留学生たちは田中への建言を議するため翌9日再び公館に集る。留学生規則その他について論ずる。ただし田中は会合に現われなかった。同日、田中・森は新島を通訳として雇うことをきめる。(C69, E119-124) また、8日に近藤と今村がそれぞれプロシアとフランスに向けて出発する。(B144)
- 3月9日 岩倉よりの依頼にもとづき合衆国国務長官フィッシュは田中についての信任状を教育長官イートンに送り、便宜を依頼する。それより(恐らく後述の15日頃からか)約2週間にわたり、田中は通訳(富田・新島であろう)およびその他の高官 other gentlemen of prominence in the empire とともに教育局をしばしば訪れ、合衆国教育の起源・発展について情報を得、さらにワシントン区内の教育機関の見学を行った⁴⁾。
- 3月15日 田中・二人の随員(長与・中島か)・新島は教育長官イートンの案内で一私立女学校を訪問する。なお同日、日本公館で留学生の会合がある(E124)。この頃下記のと

3) 木戸の日付は日付変更線による変更をしておらず、一日早くなっている。

4) *Report of the Commissioner of Education for the Year 1872*, Washington: Government Printing Office, 1973, P.LXX. 信任状の全文は下記の通りである。

Department of State,
Washington, March 9, 1872

Sir: At the instnace of the ambassador extraordinary, permit me to introduce to you Mr. Fourzinear Tanaka, chief cleark of the educational department of Japan.

He is desirous of obtaining, by personal observation, full and reliable information in regard to the internal organization of the Bureau under your charge, and I shall be obliged if you will afford him proper facilities for the accomplishment of his object.

I am, sir, very respectfully your obedient servant,

Hamilton Fish

John Eaton, Jr., Esq.,
Commissioner of Education

また同じページに、年報の準備中に森が合衆国の教育制度、就学事情についての公報を求めてきたとあり、また David Murray が日本政府に雇われたことが報ぜられている。

小林：『理事功程』研究ノート

うな学校視察の記録が残っているが、恐らくその他にも、田中は富田らの力を借りて視察を行っていたと思う。その訪問の状態を長與は次のように記している。「……やがて受持の調査に従事し、学校病院の巡覧をも始めけるが視察は尚ほ手始のこととて多くは通訳者の言ふか儘に聞き取り反問質疑をたに発することなかりければ、案内に立ちたる校長教授等には児童の如く取扱はれ、旅宿に帰りては互に其の日の事とも話し合ひ不平を鳴らすことぞ多かりし。」(G49) 長與は米国視察はワシントンにとどめ、3月24日過ぎにニューヨークよりロンドンに向った。(G50)

- 3月19日 田中、新島・随員とともに、特許局、スミソニアンインスティテュートを訪問。田中と新島は夕食をともにし、国民教育について論ずる。(E127)
- 3月20日 田中、通訳(富田か)と共に、啞院を訪問。(E129) 同日、木戸博物館を訪ねる。(B146) 新島、ボストン在の実業家ハーディ(彼の後援者)に、田中のボストン訪問予定をつげ、市当局に連絡し、また学校訪問の準備を依頼する。(E131)
- 3月21日 木戸・田中・4人の随員・新島ら、イートンおよびワシントン市教育長 J. O. Wilson の案内で、ワシントンの Columbian College をたずねる。木戸、イートン・新島・もう一人の通訳を夕食に招き、その際、新島は木戸と話す機会を得た。(B147, E132-133)
- 3月23日 木戸(田中も同行か)、イートン・ウイルソンの案内で「罪童学校」訪問。(B148)
- 3月24日 大使一同(田中も同行か) 黒人学校を訪問。
- 3月25日 森の案内、新島の通訳で、木戸はコネチカット州教育長官 B. G. Northrop に逢う。(B150) その際木戸のために、森がノースロップに国民普通教育についての多くの質問をした。(E134)
- 3月26日 木戸、田中を訪れ、新島らとも談ずる。(B151)
- 3月28日 田中(推定)・新島らノースロップに案内されてマウントバーノンを訪ねる。(E135)
- 3月31日 田中・新島、夕刻5時にワシントンを離れハリスバーグに向う。木戸見送る。なお30日にも木戸は田中を訪れている。(B151-152, F1)
- 4月3日 前日にハリスバーグの州庁に、ペンシルバニア州教育長官 James P. Wickersham を訪ね、イートンの紹介状を渡し挨拶しているが、3日に再び彼をおとづれて州の普通教育制度についてたずねた。翌4日またたずねた後、当地を離れてフィラデルフィアに向う。(F1-2)⁵⁾
- 4月5日 フィラデルフィアで Gerard College, 教育庁、刑務所などを訪れる。翌6日も続いて救貧院などを訪問、また8日には小学校・中学校・女子師範学校を見学する。(F2-9)

5), 6) 新島の資料 E・F では4月2日-10日、4月21日-24日の間の日付に混乱がある。本旅程ではそれによりながらもなお一部訂正した。

- 4月9日 オルバニーに來り、ニューヨーク州教育長官 Weaver に逢う。(F10)
- 4月13日 10日にボストンに到着したが、13日には Central Church をたずねその日曜学校を見学する。(F10)
- 4月14日 Harverd College を訪ねる。翌15・16の両日は市の公立学校を見学する。(F10-11)
- 4月23日 ボストンを離れアマーストに着くが、それまでの数日間にはほぼ連日書店に寄り学校教科書などを購入する。また18日にはアンドバーを訪れ、Phillips Academy, Theological Seminary を見学した模様。(F11-12)⁶⁾
- 4月24日 Amherst College の Prof. J. H. Seeleye と State Agricultural College の学長 W. S. Clark の案内で Holyoke Seminary と農科大学を見学。翌25日は一日アマースト大学を見学。26日は午前同大学の Prof. Swells の光学実験を見学し、午後シーリー教授・Dr. Hitchcock に招かれ啞学校 Northampton Institute をおとずれる。(E136, F12-13)
- 4月27日 ニュー・ヘブンに來り、ノースロップに迎えられ、Yale College の President Noah Porter の家に案内される。翌28日 College Chapel の日曜礼拝に参列。29日にはノースロップの案内で Yale College, Library, Cabinets, History and Art Gallery, Sheffield Scientific School を見学。30日は聾啞学校, Brown School (ハイ・スクール), 精神病院, ニューブリテンの州立師範学校, 感化院を訪問し、5月1日はコネチカット州新知事の執任式に参列した。2日三つの公立学校を見学, object teaching についての理解をもった。3日出発に際して、新島の将来の仕事に有用なる書籍のリストと、田中らのためのイギリスの著名な人々への紹介状をポーター学長より渡された。(E136-137, F15-18)
- 5月3日 ニューヨークに到着。6日 W. A. Booth の案内で、Bible House・Cooper Institute・Five Pints・News Boys Lodging・Times Office などを見学する。翌7日には初等中等学校・City College・水族館・病院・YMCA を、また8日には刑務所・救貧院・感化院・職業学校などを見学した。(F19-30) 11日ジャージーシティより汽船 Algeria に乗船してイギリスに向う。船客中にシカゴの Charles Eliot がいた。(E140)⁷⁾
- 5月23日 21日リバプール着。23日マンチェスターに來り、マンチェスター主教 Dr. James Frazer に面会を求め、翌24日午前を費してイギリス教育についての彼の見解を聞いた。(F35-36)
- 5月27日 カーライルを経てグラスゴーに來り、教育局に M. S. Tait を尋ね、その案内で Established Church Normal School を見学する。翌28日 Free Church Normal

7) "THE JAPANESE. Visit of the Commissioner of Education to the Institutions." 1972年5月10日ニューヨーク発行の新聞切抜き、新聞名不詳、同志社蔵。

School を訪問。(F39-47)

- 5月30日 前日エジンバラに到着。タイトの紹介状をもって Nelson・Dickson その他に逢う。午後 Prof. Calderwood の案内で Edinburgh University を訪れる。31日には二つの中等学校 Edingburgh Academy・Collegiate Institute を見学。6月2日には U.P. Church's Sunday School・植物園を、また3日には Mory House Normal School・Industrial School をたづねた。(F47-52)
- 6月5日 この日ロンドンに着き、市中の見物に数日を費したが、11日教育長官 W. E. Forster を教育庁にたづね、翌12日再度訪問していくつかの学校への紹介状をもらう。以後の学校見学は次の通り。13日 St. Morll's Training College, 17日 Home and Colonial School on Gray's Inn Road・King's College, 19日 University College, 20日 School of Art and Science in South Kensington, 21日 St. Thomas Hospital, 27日 盲学校・少年院・救貧院, 28日 Curzon School, 7月1日精神病院, 2日もう一つの精神病院, 3日グリニッチ天文台, 4日聾啞学校, 5日養護院, 7日棄児院, 8日オックスフォード大学, 9日ケンブリッジ大学, 10日農村学校。さらにこの間に次のような人々に招待をうけ、あるいは訪問を行っている。6月24日マンチェスター主教・中等学校委員 Lord Lyttleton, 25日には視等官 Mathew Arnold をその邸宅に(ただし面会したかどうか不明、しかし28日には、アーノルドが視察中のカーゾン校を見学し、そこで彼と逢っている), 26日に教育長官フォスター, 7月6日にカンタベリイ大主教, 12日にはイギリスの学校制度を聞くために Prof. Livi-Lion をそれぞれ訪ねている。また6月22日内村と逢い、その外書店において教科書や参考になる書物を購入した。(F53-75)
- 7月16日 ロンドンをたちパリに。そこで今村に迎えらる。20日に田中・新島・今村の一行はパリを離れ、スイスに向う。(F75-76)
- 7月24日 ジュネーブの州教育庁をたづね、Academy と女学校に案内される。(F80) 26日に同地で小学校を見学する。
- 7月29日 ベルンの連邦政府をたづね、教育担当者と逢う。図書館・物理学校・獣病院・植物園・Gymnasium を見学。31日連邦大統領と逢う。(F84-86)
- 8月1日 チューリッヒを訪れ、2日に教育庁・大学・工科大学・博物館などを、3日には盲啞学校を見学する。(F88-89)
- 8月5日 田中・今村ベルリン着。近藤に迎えらる。新島6日着。7日この4名の一行セントピーターズブルグに向う。(F89-92)
- 8月9日 セントピーターズブルグ着。10日教育省を訪問。12日棄児院・博物館・図書館, 13日美術館を見学。(F94-96) その外大学・師範学校などを見る。(E147-148)
- 8月21日 16日ベルリンにもどり、19日同地を発してヘーグに着く。22日内務省を訪ね、州視

学官 M. Linds に紹介され、彼の案内で小学校・博物館を見学。23日精薄児学校を見学。24日外務省訪問。26日リンドを訪れ質問をする。(F106-109)

- 8月26日 ヘーグよりライデンに移り、数日滞在して大学・植物園・女学校・博物館を見学する。それよりアムステルダムに行き、教育庁の役人に案内されて職業学校その他種々の学校を見学する。(E149)
- 9月2日 ハンブルグを経てコペンハーゲンに来る。3日教育省を訪ね、午後市主催の展覧会を見る。(E149-150) 学校も見る。(D-122)
- 9月 田中・新島（そして恐らく近藤も）ベルリンにもどり、それより当地にとどまる。新島は「学校の規則の取調」に「洋書を訳」した。(D65, D22)
- 9月4日 これより先、岩倉使節の一行は8月6日アメリカを離れ、同月17日にロンドンに到着していたが、4日に木戸が長與に逢ったと記している。(B226) 長與は4月8日ロンドンに着いて後、5月半ばにパリ経由でベルリンに到り、医学教育・衛生行政を研究していた。(B226)
- 11月25日 10月中に木戸と田中・長與との間に手紙の往復があった(7日・13日)が(B248, 253), この日田中と長與がベルリンよりロンドンの木戸を訪れ、プロシア人教師雇い入れについて相談をした。(B279) これは解剖学教師 Wilhelm Doenitz のことである。(G54) 三人はその後30日, 12月1日, 5日, 6日と逢っており, 1日には内村が加わっている。(B281, 282, 286) 田中は其の後ベルリンにもどるが, 長與は帰路アムステルダムに寄り, 衛生行政を学び年をおくった。

明治6年

- 1月3日 田中は新島とわかれ、ベルリンを出発、ウィーン・ローマを経てパリに向う。新島は田中の出発後も彼のための教育調査の取りまとめに忙しかったが、1月下旬までには完了した。(E158, D76)
- 1月18日 田中がパリに着き木戸を訪れる。21日には長與がプロシアから来る。26日木戸・田中・長與は会合し、文部省の事務その他教育のことを談じた。28日木戸・田中・今村は中学校を見学する。(B309, 310, 312-313) その頃新島もパリにいる。(G59)
- 1月30日 田中・長與（恐らく中島・内村らも）パリを出発、2月1日マルセイユよりスエズ経由で帰国の途につく。3月24日、田中は日本に帰着。(B314, G59)

以上、前記の諸資料にもとづいて田中一行の旅程を整理記述してみた。諸資料の中でも新島の「英文日記」に頼るところがもっとも大きかったが、それが扱った明治5年3月末から8月末までの期間内はともかく、それ以外の時期の田中らの行動については不明な点が多い。ことにプロシアやフランスでの行動がほとんどわからないのは残念である。また上記期間内でも、新島の記

録の密度の濃淡、それは彼の外国語理解能力と多分に関係していると思われるが⁸⁾、によって、訪問先や面会者の固有名詞が不明であったり、よくわからない点がある。また田中・新島以外の随員の行動や役割が、一部を除いて、ほとんどわからないのも残念である。

これらの点はさらに新たな資料を求めてゆく過程のなかで明らかにされてゆかなければならない。田中一行のそれぞれに関わるものはもちろん、岩倉使節団の他のメンバーや、使節団を現地で迎えた日本の在外公館関係者、留学生についての資料や研究は、既にわれわれが新島や木戸らの研究から大いに得ている例をひくまでもなく、今後の研究で求め参考にすべきものであろう⁹⁾。また今回はほとんど利用できなかった受入れ側の記録も、今後求めてゆかなければならないものであろう。

このように不十分なものではあるが、それでも前述の旅程の中から、田中の欧米教育視察についてそのいくつかの特色を指摘できるであろう。

まず訪問先の国々とそこでの滞在期間であるが、これは田中が出発前に用意した計画にほぼ従い、アメリカ・プロシアにもっとも長く滞在し、それについてイギリス・フランス・オランダ・ロシアの順の長さで逗留している。予定の中に特に名を上げていない国としてはスイス・デンマークがあるが、スイスについてはイギリスでアーノルドあたりから示唆をうけたのかもしれない¹⁰⁾。田中はこの外にオーストリア・イタリアを訪問したことになるが、教育視察をしたという裏付けはない。なお田中の視察先と、岩倉使節の訪問先ないし予定国を比べてみると、後者は前述の田中の予定国に加えて、オーストリア・イタリア・スイス・スウェーデン・デンマーク・ベルギー・スペイン・ポルトガル（最後の二国は訪問せず）をあげており、これが田中のスイス・デンマーク訪問と何らかの関係があるかもしれない。後に述べるように岩倉使節団の報告書『特命全権大使米欧回覧実記』は『理事功程』を少くとも部分的によりどころにしているようであるし、その意味から、田中が岩倉らの旅程予定にあわせて訪問国をきめ、追加したことが考えられるからである¹¹⁾。

これらの国々を田中はもちろん公的な資格をもって訪問した。アメリカでは、岩倉大使から国務長官を通して教育長官に信任状が渡されたが、外国ではどのような形式をとったのであろうか。田中らガリバプールに到着した時、英国政府（あるいは日本公館）からと思われる男に迎えられ

8) Hardy, 前掲書, p. 145.

9) 例えば田中がプロシア在留の頃、ベルリンには青木周蔵が留学生代表として政府の仕事もしており、田中・青木・木戸の関係から、青木が何らかの形で田中を援助したと思われる。木戸は近藤のために青木への紹介状を書いている。(B 144) ただし『青木周蔵自伝』(坂根義久校注, 東洋文庫, 昭和45年)には何も触れていない。

10) アーノルドは1859年・1865年にフランス語圏・ドイツ語圏スイスを含むヨーロッパ大陸諸国の教育調査旅行を行い、後述引用のような報告書を1861年・1868年に公刊しており、田中・新島はそれらを手に入れていたとみることができる。

11) 後述の新島の「独乙国公学校の規則」3編ほか3編の草稿の中に、アメリカで出版された *Report of the Commissioner of Education*, あるいは Henry Barnard, *National Education* (New York, 1872) などを参考にして書いたと思われるデンマーク・スウェーデンおよびノールエーについてのものがある。何のために書かれたのであろうか。

ている。それよりただちにマンチェスター・エジンバラなどで視察活動を開始していること、ロンドンについて後、教育長官にあってのことなどから、彼のイギリス訪問のプログラムが既に、おそらく英国政府によって用意されていたと考えてよいであろう。同様のことは他の国についても行なわれたのであろうと思うが、よくわからない。スイス・ロシア・オランダ・デンマークなどでは、まず教育省庁を訪れ、それよりすぐに学校機関等に案内されていることから、そうした官庁を訪ねれば、その後のスケジュールがわかるようになっていたのであろう。ただし、グラスゴーとロンドンでそれぞれ一校づつ、紹介された学校から急な訪問ということで断われたことがあり、受け入れ側のプログラムもそれ程確実に準備されたものではなかったようでもある。

各国での教育制度研究のために田中は見学と聞取りの二つの方法を用いた。もちろん見学の間にも聞取りが行われたであろうから、この二つを劃然とわけることはできない。見学した教育機関は、田中が日本出立前に用意したリストのように、多岐に及んでいる。小中学・大学・師範学校はもちろん、特殊教育機関・社会教育機関・社会施設にいたるまでひと通りは、もちろん滞在期間の長短にもよるが、見ている。大学は別として、それ以外の学校や教育施設はどのようなレベルのものであったのであろうか。新島の日記にはそれらでの、例えば教生の訓練、聾啞教育の方法、実物教授=オブジェクト・レッスンなどの記述がいくつかあり、これらを当時の教育実情の中においてみればある程度わかるかもしれない。いずれにしても、受け入れ側としては、この遠来の客にみせたいもの、すなわち中でもより整ったものを見せようとしたであろうことは想像できる。一つの学校に半日またはそれ以上をかける場合もあるが、中には半日のうちにいくつもの学校や施設をみて廻ることもある。

それぞれの国や州の教育制度の聞取りのために逢った人々は、そのすべてが明らかになっているわけではないが、アメリカやイギリスの場合のように連邦あるいは国の教育長官や、同じくアメリカのペンシルバニア・コネチカット・ニューヨークのように州の教育長官、あるいはオランダのように視学官など、いくつかのレベルの行政官や、大学学長、その他教育界のリーダーなど各種の人々を含んでいる。その中には、アメリカの例でいえば合衆国教育長官イートン・ペンシルバニア州教育長官ウィッカーシャム・イエール大学学長ポーターのように、今日の教育史に名を残したような人々を含んでいる。イギリスでは教育長官フォスター・リトルトン卿・マンチェスター主教フレイザー・そしてアーノルドと、当時のイギリスの教育政策に重要な影響を与えた人物に逢っているのも、当然といえば当然であるが、興味のあることである。

こうした見学や面会の際に参考となる資料を貰い受け、あるいは教えられて後に書店で購入したであろうことは、新島の日記の中に挿入されたメモや、日記の記述、あるいは今日同志社に残されている新島襄の蔵書などからうかがうことができる。後にも触れるようにそれらの一部は新島、あるいは他の人々の手によって抄訳され、『理事功程』の中に利用されている。またそのまま田中によって持ち帰られ、後に文部省から別の翻訳書として出版されたのではないと思われるものもある。例えば『学校通論』として文部省から明治7年に刊行されたウィッカーシャムの

原本など¹²⁾、田中らが逢ったときに貰ったものを持ち帰り翻訳させたのではないであろうか。

IV 『理事功程』——理事官報告書

理事功程、すなわち理事官の任務の報告、という言葉は今日のわれわれには馴染まないものであるが、当時は例えば文部省年報で学事巡察功程といているように、普通に使われていたものようである。『特命全権大使米欧回覧実記』の序文の中にも、この記録を作るにあたって、「且各理事官ノ理事功程中ヨリ抄録シ」という言葉があり、理事功程を普通名詞として使っている¹⁾。結果的にはこの言葉は田中によって彼の報告書のために独占されたことになったが、他にもいくつか理事功程（普通名詞）があったわけである。

先に引用した岩倉使節の使命大綱にはとくに報告書については触れていないが、理事官の役職上当然のこととされていたのであろう。上述『米欧回覧実記』において使節団員の役割について触れた箇所で、「又同時派出ノ各省理事官ハ、各国政府兵備ノ底細ヲ視察廉訪シ、報告ノ書、数大部ヲナセリ」と述べている²⁾。陸軍省より派遣された理事官山田顕義が、帰国後にその理事功程である「建白書」を出しているが³⁾、それに関して明治6・7年頃の刊行物に、「山田だけは早く報告書を出したが他の連中は帰っても何の意見も出さぬのは怪しからぬなどと其怠慢を責むるの論がちょいちょい見へる」と吉野作造は伝えている。彼によれば、他の理事官の報告ないし建白書は8・9年頃よりぼつぼつ出されているとのことである⁴⁾。

田中の『理事功程』はまずその一部、すなわち米国の部2巻が手書き本として、明治6年9月8日に彼より太政大臣三條實美あてに上申されている。その上申書に、欧州の部も合巻して差出すべきであるが、目下訂正中なので他日提出するむね述べられてある⁵⁾。同年12月には米国の部2巻に英国の部1巻を加えて、3巻が木版和製本として文部省より刊行された。8年1月には仏国の部2巻、独乙国の部2巻が刊行され、同年5月には仏国の部残り2巻（白耳義国を含む）と独乙の部続き2巻と和蘭国の部1巻が、同9月には残りの瑞士国の部2巻と瑞士・薩国・魯国の部1巻が出版され、同11月4日に全15巻和製本が一括して田中より三條に具進された⁶⁾。明治10年6月に『理事功程』は一冊の活版本として文部省より刊行されている。

このように『理事功程』はアメリカ合衆国2巻、イギリス1巻、フランス（ベルギーを含む）4巻、ドイツ4巻、オランダ1巻、スイス（デンマーク・ロシア）3巻の計15巻からなり、和製本で

12) J. P. Wickersham, *School Economy*, 1870.

1) 同書、第一編、「例言」、8ページ。

2) 同上書、1ページ。

3) 「山田顕義建白書」、『明治文化全集第二十六巻軍事篇・交通篇』、13-24ページ。なお山田の理事官としての訪米欧については、日本大学『山田顕義伝』、昭和38年参照。

4) 吉野作造「山田顕義建白書解題」、同上書、3ページ。

5) 『公文録文部省之部』二、明治6年9月。

6) 同上書、明治8年11月。

総計950丁、活版本で673ページに及ぶ大部なものとなっている。その緒言において田中はその出版の経緯・意図について次のように述べている⁷⁾。

理事功程緒言

新編ハ田中不二磨客歳文部理事官ヲ以テ欧米各国ヲ周歴シ至ル処学制ヲ訪問シ其参考ニ供スヘキ者ヲ得ル毎ニ輒チ僚官ヲシテ之ヲ録セシメ帰ルニ及テ上書進呈セシ所ナリ今刻シテ之ヲ世ニ公ニス特ニ其参考ニ供スヘキノミナラス亦以テ人々ヲシテ欧米各国学制の概略ヲ知ラシメント欲スルニアルナリ

明治六年十一月

これによれば『理事功程』は、田中が各国教育を歴訪調査の際に参考となるものを得るごとに僚官に記録させ、帰国後に提出したものということになるが、では具体的にはその僚官が誰で、また彼または彼等がどのような資料にもとづいて原稿を書き、それがどのようにして最終的に報告書となったかということになると、この緒言だけではもちろん分らないし、また従来の研究で必ずしもすべてが明白になったわけではない。以下においてこれらの問題について考察を加えてみたいと思うが、その前に執筆者について従来なされた説について一言触れておきたい。

尾形裕康はその「明治の学制と新島襄」と題する論文で、新島が『理事功程』をほとんど自力で編輯し、その草案を執筆したと述べている⁸⁾。新島と『理事功程』の関係については、従来新島研究者の間で検討されてきたものであったが、尾形は主にこうした新島研究にもとづいて上記のような推論を立てたようである。新島の『理事功程』への貢献についての基礎資料は、新島がハーディ宛に書いた二つの書翰⁹⁾、すなわち (1) 1872年10月2日付と (2) 1873年1月6日付と、父新島民治にあてた (3) 明治6年1月26日と (4) 同6年11月23日の書翰¹⁰⁾、それに (5) 新島手書きになる「独乙国公学校ノ規則」と題する3編その他3編の草稿である¹¹⁾。(5)については後に触れるが、三つの書翰のうち(1)では新島がヨーロッパ諸国の学校規則や報告書(いずれも複数)を翻訳するのに一日ほとんど6時間を費していると言え、(2)では新島がベルリンを出立する田中のために忙しく準備をしたこと、田中が最終的にパリを立て日本にもどる前に田中のための報告書を書き終わらなければならない状態にあることを伝えている。また(3)では「ベルリンにて滞留洋書を訳居候且傍独逸語を学候故」とし、(4)では「去正月下旬文部事務無滞相済シ」と報告書を書き終えたことを述べている。

新島と同時代の伝記者デビスはこの点について次のように記述している¹²⁾。

およそ調べるべきものがあるときには瑣末の点に至るまで丁寧に究めようとする新島氏の習性と、合衆国

7) なお同じく『理事功程』所蔵の「上奏」においても、「…命ヲ海外ニ奉シ教育諸般ノ規則ヲ考索シ随行僚佐ヲシテ之ヲ纂録セシメ遂ニ此一冊子ヲ成ス」と述べている。

8) 「立証第六・明治の学制と新島襄」, 332, 345, 349, 355各ページ、尾形裕康、『学制成立史の研究』, 昭和48年, 332-359ページ。

9) Hardy, 前掲書, p. 154, 158.

10) 『新島先生書簡集』, 65, 76ページ。

11) 同志社蔵。第三編の終りに Dec/26/72 と日付がある。

12) J. D. Davis, 前掲書, p. 39. 和訳のデビス, 前掲書のこの部分は原典の引用(小林訳)と異った部分があり、ことに「当時先生が各州に行われたる小学制度の優劣異同を対照して稿を起したる建言書は…」の行は原典にないものであるが、どうしたのであろうか。

普通学校制度についてかねてから注意深く検討させていた彼の教育への大きな関心とは、彼をして使節や日本のためにはかりしれない貢献をなさしめることとなった。彼は注意深く用意されたペーパーを書き、それは使節が教育について作った報告書の基礎とされ、また後に修正されて日本に導入され、今日の日本の教育制度の土台となっているものである。

横山達三はデビスのこの箇所を引用し、『理事功程』が新島に負うところ大なるを知るべしと述べているが¹³⁾、恐らくこのデビスの書および前掲の基礎資料を用いたものと思われる『同志社五十年史』（昭和5年）では、新島が田中のために欧米教育事情調査報告書の起草に昼夜尽瘁したと述べ、『理事功程』の中の最も重要な部分は新島の執筆に基づくものであることは言うをまたないと述べている¹⁴⁾。昭和17年に『新島先生書簡集』が編纂され、前述の基礎資料(3)、(4)が集録され、また(5)の一部が「欧米教育事情調査復命書草稿の一部」としてコロタイプ図版として載せられている¹⁵⁾。さらに同じく集録された「新島襄先生年譜」には明治5年9月、同6年1月の箇所にそれぞれ、欧米学事調査報告書の起草に着手、田中に教育事情調査報告書草案を渡すと記述してある¹⁶⁾。昭和34年に改訂された年譜ではここが、「各国の教育制度施設の資料を整理して報告書の原稿執筆に着手する」、「教育調査の報告書草案……を渡す」となっているが¹⁷⁾、同年に出た渡辺実の『新島襄』では、上述の『新島襄先生書簡集』により、新島が「欧米教育事情調査報告」の草案を田中に渡し、田中は後にこの視察調査の復命書を『理事功程』として文部省から出版したと述べている¹⁸⁾。

このようにしてみると、当初は『理事功程』の作製に新島が大いに貢献した、あるいはその重要な部分は新島の草稿によるとされていたものが、後に一部の新島研究者によって彼が『理事功程』のすべての部分の草稿を書いたように解釈されたことがわかる。基礎資料(5)の原稿が「年譜」によって欧米教育事情調査復命書草稿と呼ばれ、それが後の研究者によって括弧をつけられて、新島がそうした固有名詞標題の下に草稿を残したような印象を与えているのはその一例である¹⁹⁾。しかし他面からみると、新島が『理事功程』草稿の一部しか書かなかったと前述の基礎資料からだけでは断定し難いのであり、その点から以下において『理事功程』の内容の分析を前述の旅程と関連づけ、またその他の資料によりながら検討してみたいと思う。

まず『理事功程』の内容を概観するために、その目次の項目を以下に書き上げてみたい。

卷之一 合衆国教育略記

マサチューセッツ州教育規則

教育局・教員集会規則・教育資金・公学校・学区・連区・教育年報書・童幼教育・童幼使役・
師範学校・啞院・書庫

13) 横山達三、前掲書、89ページ。

14) 『同志社五十年史』、昭和5年、38-39ページ。

15) 『新島先生書簡集』、巻頭11枚。

16) 同上書、48、50ページ。

17) 『改訂増補新島襄先生詳年譜』、昭和34年、81、85ページ。『新島先生書簡集続』所蔵の年譜も同じ。

18) 渡辺実、『新島襄』、吉川弘文館人物叢書、昭和34年、89ページ。

19) 基礎資料(5)にはそうした標題は見当たらない。

- ニューヨーク州学制略記
 ニューヨーク府大学校略記
 ニューヨーク州学校統計表
 卷之二 ワシントン府学校略記
 同府公学規則
 入校・課程・教員心得・生徒心得・学課時刻・休業・夜学校・試業・学校建家・簿冊
 同府公学に関渉せる国会の条例
 コロンビア部立法局条例抜
 収税の新令
 カリフォルニア州学制略記
 サンフランシスコ府学事略記
 カリフォルニア州学校統計表
 ペンシルバニア州学制略記（小項目略）
 ユタ部学制略記
 ソールトレキ府学事略記
 イリノイ州学制略記（小項目略）
 合衆国学事雑記
 合衆国教育事務局官員・教育調査表・各州部学校統計表・大都市学税異同表・各州府学督俸金
 ・大学校綜説・ケンブリッジ大学校（神学校・法学校・医学校）
 卷之三 英国学事沿革
 普通教育・ヨーロッパ各国学校強促就学法の原由
 小学校法令ならびに教育部新則略1870（小項目略）
 英国質問略
 卷之四 仏国学制大意
 文部省
 諸官制ならびに文部上議院・大学区（パリ府大学区・小学・学校監察・成人学校・書庫・中学
 ・大学・大学区の管轄に属せざる学校・賞誉・各省に属したる学校）
 1850年3月15日の教育憲法（小項目略）
 卷之五 1850年4月20日布告，教員の給与に関する区会及び県会投言・1850年5月8日布告，文部上院選
 挙・1850年7月29日布告，教育諸官・1850年10月7日布告，公私小学・1850年12月5日布告，外
 国人仏国に於て教育に関する条例・1850年12月20日布告，私立中学・1850年12月20日布告，中学
 の「スタージュ」証書・1850年12月30日布告，公私小学寄宿校・1851年3月31日布告，官の補助
 を受けて教正の設立せる私立中学校・1851年3月31日布告，入学免状を以て小学の学力証書に代
 用すべき専門校・1852年3月9日の憲法，公学・1853年12月31日勅命，童男童女小学校ならびに
 少女学校・1854年5月16日勅命，幼稚園学校保護統轄委員・1854年6月14日教育憲法・1854年8
 月22日勅命，大学区
 卷之六 1855年3月21日勅命，公私幼稚園（以下1855年3月22日より1870年7月26日までの決定・勅命・
 憲法32の標題略）
 卷之七 仏国学事雑録
 教育法案1873年1月・学区区分略・教育監察官大略・文部省定額金・文部省諸用度・学事表・
 各国新聞紙比較表・諸官致仕料
 ベルギー国教育略記
 卷之八 ドイツ国学校の景況

小林：『理事功程』研究ノート

- 教育事務（寺院・政庁・地方の督学・小区の督学・学校保存の積金・小区学校事務局・強促法）
- 卷之九 教育事務続（私力を以て教育を進む）・小学教員の試験・教員養成の方法・師範学校に進むべき予備・プロシヤ国における師範学校近年の改革・附属師範学校・教員の学力を進歩せしむる方法
- 卷之十 プロシヤ国教育事務定則，1794年2月2日布告（小項目略）
プロシヤ国小学校の定則，1867年12月17日布告（小項目略）
プロシヤ国学制，1850年1月31日布告・同上，1860年3月24日布告
プロシヤ国憲法の抄訳，1868年11月12日布告・第二国憲抜萃第25条・第三国憲抜萃・第四国憲抜萃
- 卷之十一 プロシヤ国教育雑記
小学校・市民学校・諸芸学校及び其予備校・中学校・上等女子学校・師範学校・大学校
ベルリン府学校事務局直轄の平民学校・寺院附属の学校及び私学校
普通の学科表（小項目略）・附録三条
- 卷之十二 オランダ国教育略則，1872年
オランダ学制，1857年8月13日発行
小学定則・公立小学・私立小学・教授免許・小学監督・中学定則・公立中学・私立中学・中学監督・大試業・教授免許
- 卷之十三 スイス国チューリッヒ州教育全則
事務官員・学校（小項目略）
- 卷之十四 学校統（小項目略）
- 卷之十五 教員・チューリッヒ州内学校統計表1870年・学校建築規則
デンマーク国首府コペンハーゲン公学校略記
公学校生徒規則
ロシア国教育の景況（小項目略）

以上の目次の項目からも推測できるように、『理事功程』は全体としていくつかの異ったカテゴリーのものからなっている。第一は略記・沿革・大意・景況・総説といった標題をもつ記事であり、それは文字通り国・州・市の教育制度あるいは大学などについて概観を与えるものであるが、また田中がその上申書に述べているように、「各国巡視着目ノ模様」を示す役割も持っている²⁰⁾。それらが何に基づいて書かれたかということについては、後に個々のものについて検討するが、聞取りや視察・文献の抄訳などによって書かれているものであり、ときには記者の見解などが加えられている。誰によって書かれたかについては後に検討する。

第二は規則・法令・その略則や抜萃などである。これは国・州・市などの教育関係の規定を翻訳または部分訳をしたものであるが、中にはマサチューセッツ州教育規則・オランダ国教育略則のように、法令条文を翻訳するのではなく、それらの内容をつかんで記述しているものもある。それらの大部分はそれぞれの教育当局を訪れた際に与えられた原本あるいは抄本によるものであろう。

第三は統計・給与表・予算・学科表や、その外、質問略といったメモのようなものであるが、

20) 「明治六年九月文部省伺二」、『公文録・文部省之部』二，上申書。

前者は教育当局から与えられた資料や出版物などからとったものであろうし、後者は聞き取りの際にひかえたものをそのままのせたのであろう。

再び目次から推測できるように、『理事功程』での各国の取りあつかいには一定の型がなく、量も異なれば、また上述の三種の記事の取り入れ方においても各国ごとに違っている。まず量からみると、一番多いのがフランスの部で4巻340ページにわたる。ついでドイツ（4巻202ページ）、スイス（3巻153ページ）、アメリカ（2巻113ページ）、オランダ（1巻74ページ）、イギリス（1巻57ページ）となり、残りのデンマーク・ロシア・ベルギーはそれぞれ13・7・2ページとなっている。しかし記事の種類からいうと、フランス・スイスの部はその大部分が法令の翻訳および予算・統計などで占められており、それに対してアメリカ・プロシア・イギリスなどでは、規則・統計などの外に、略記や略則のように記録者によって整理されて記述されたものを多く含んでいる。またオランダ・デンマーク・ロシアの部はそれぞれほぼ等しい量の略記を規則の外に含み、あるいはそれからのみになっている。ベルギーの部は全く短い略則のみからなっている。これらのことは後に触れるように、『理事功程』各編の草稿記述者を考える上に重要な意味をもつ。

『理事功程』は理事官の巡察報告であるから、その扱っている国または地方は、当然理事官が訪ねた所であるはずである。前述の理事官の旅程と比べてみると、国レベルでいうと、訪問した国ではオーストリア・イタリーが落ちており、しない国ではベルギーが入っている。もっとも前二国は始めから調査の対象にはなっていなかったようであるが、その点はスイスやデンマークも同じであるし、またベルギーの場合には予定にも入っていないし、たずねてもないのである。

さらに各国内の地方についてこれを見ても次のようになる。『理事功程』のアメリカの部ではほぼ忠実に訪問先の地方の教育事情が記録されてある。落ちている州はコネチカットだけである。イギリスの部では訪問した地方の教育についての特別な記述がなく、国レベルの教育の記録にとどまるが、その場合主体はイングランドであり、訪問したスコットランドについては殆んど触れるところがない。同じく国レベルだけで教育制度が扱われている国に、フランス・オランダ・ベルギーがあるが、フランスではパリ以外に観察を行った形跡がないが、オランダでは数都市を訪ねているのである。スイスでは訪問したはずのフランス語圏スイスが落されて、チューリッヒだけが取扱われている。ドイツではいちおう北ドイツ連邦に属する国についてもその「景況」において触れているが、重点はプロシア国およびそのベルリンにおかれている。しかし、旅程が不明なのでこれが視察したすべての地域なのかどうかはわからない。デンマークではその訪ねたコペンハーゲン市の教育に限定している。ロシアについてはその「景況」において訪問したセントピーターズブルグ以外の各地の教育について触れている。

『理事功程』が扱った教育制度上の諸点は多岐にわたっており、田中が出発前に用意した視察項目をほぼおおっている。しかしこれは報告書全体としてであって、個々の国についてはすべて

の国ですべての項目を調べているとはいえない。その点でほぼ満足に近いものはアメリカ・プロシアであり、それについてイギリス・フランス・オランダ・スイスといったところであろうか。

全体として、中央・地方の教育行政の組織や機構・初等教育・教員養成に重点がおかれており、それに対して中等教育以上、ことに大学・技術教育・成人教育については取り扱いが軽い。諸段階の学校の学科目については触れているが、教授方法については殆んど記録されていない。新島の『英文日記』にはかなり克明に学級経営や活動が記述されているが、それが『理事功程』には含まれていない。同様なことは特殊教育についてもいえる。かなり多く訪問した病院や社会施設について全く述べられていないのは、恐らく明治8年7月に衛生行政が文部省から内務省に移ったことと関係があると思うが、同じくしばしば訪れた聾啞学校や養護学校が殆んど触れていないのはどういうわけであろうか。さらに敢て付け加えると、『理事功程』を読んでもっとも奇異に感ずるのは、そこからは具体的な子どもの姿が全く浮んで来ないということである。

次に『理事功程』の各編がどのような資料にもとづき、誰によって、どのような手順で書かれたかを、各国別の部ごとに考察してみたい。

まずアメリカの部は、すでにみたように、合衆国、ニューヨーク・ワシントン・カリフォルニア・サンフランシスコ・ペンシルバニア・ユタ・ソールトレキ・イリノイなどの州や市の教育略記や、ニューヨーク・ハーバード大学の略記と大学総説、それに各種の統計や表からなっている。このうち合衆国に関する略述は恐らく田中らが教育長官に逢ったときの聞取りによるものと思われる。その中にイトンの言葉が引用されているが、恐らく田中らが直接聞いたものであろうと推察される。合衆国教育雑記として集められてある合衆国教育局職員表や、各州市に関わる統計や表、また全米の大学の数・宗派別数・学生教員数などはいずれも教育局より提供されたものであろう。ただし「大学総説」にはその外にハーバード大学やイェール大学についての記述があり、これは田中・新島が後に両大学を訪れたときに得た資料や情報にもとづくものであろう。合衆国の医学教育や医師に関する記事があるのは長与によるか、あるいは長与のために誰かが得た聞取り情報であろう。

各州や市に関する記事は一行がそれぞれの地の教育当局を訪れたときに聞取った情報をもとにし、必要があればそれをそこから得た報告書の類によって補って書いたものと見られる。サンフランシスコやワシントンの記事には、明らかに田中らが訪問したと思われる学校についての記述が含まれている。これらのうち、少くともワシントン到着以前に一行が寄ったカリフォルニア・ユタ・イリノイの各州およびその中の市についての記事は、新島以外の人物によって書かれたものである。ワシントン・ペンシルバニア・マサチューセッツについては新島によって書かれたものであろうことは、新島の蔵書の中にこの三州府の教育報告書があり、その中に『理事功程』に引用されている統計や法規が含まれていること、またとくにマサチューセッツ州のものについては新島の手書きのサインや文字が沢山書きこまれていることなどから、ほぼ疑いないことであ

ろう²¹⁾。さらにイリノイ州の記事の中にペンシルバニア州との比較の言葉が見られることから、イリノイ・ユタ・カリフォルニア各州の部分についても、誰かが作った草稿を新島が編集したとみられ、全体としてアメリカの部は新島によって執筆あるいは編集されたといつてよいと思う²²⁾。

イギリスの部は英国学事沿革と、1870年の初等教育法ならびに関係規則の略記からなっており、また末尾に英国質問略がある。最後のものはイギリスの教育当局者との間の問答の記録である。学事沿革は中に教育部年報からの統計が引用してあるが、聞取りによるものが大部分であるようにみえる。1870年法の略記は法規の抄訳と思われるが、その冒頭に説明があり、あるいはかなりの部分聞取りによるのかもしれない。旅程によると田中・新島は、リトルトン・フレイザー・アーノルドなどと逢っており、また Livi-Lione なる教授に学校制度をきくために逢っており、こうした面接から得た知識をもとに、報告書のイギリスの部が新島によってまとめられたと考えてよいかもしれない。ただアメリカのように裏づける資料がなく、また田中・新島がたずねたスコットランドやイングランドの他の都市の教育について一つも触れていないのが、新島を執筆者と断定するのに躊躇を感じさせる²³⁾。

フランスの部は大部分が法規の翻訳であるが、冒頭の「学制大意」と巻末の「雑録」において若干の聞取りからと思われる記事をみる。「学制大意」の中に「ヘルター氏の説抜萃」とあり、また雑録の一つに近日大議院に提出する予定の1873年1月教育法案というものがある。それには「ラハレー氏ノ説ニ」云々という言葉があり、これが明治6年1月頃の聞取りによるものであることは明らかである。旅程によれば田中の本格的なパリ滞在・視察は6年1月のことである。パリには今村がおり、この時には新島はベルリで彼の報告書まとめに忙しかつたのであるから、フランスの部の少くとも雑記の部分は田中（旅程によると多分木戸も）が今村とフランス文部省を訪ねたあと、今村がまとめたのではなからうか。また法規の部分はそれが余りに大部であり、また詳細にわたって集録している点、他の国の部分と何かそぐわないものを感じさせる。上述の時期の問題、語学の問題からこのフランスの部が新島の手によらないものであることは確かである。ではこれが今村か誰か一人の手によってなされたかという点、「学制大意」と「雑録」の記事の中に重複があり、必ずしもそのようにも思えない。結局いく人かの人が草稿を書き、翻訳したものを誰かが整理することなく並べて置いたのであろう。

法規は1850年より1870年までのものを含み、これらは年代的に言うとも、明治6年9月に文部省

21) *The General Statutes of the Commonwealth of Massachusetts related to the Public Schools, with the Alterations and Amendments to 1868*, Boston, 1868; *Twenty-Third Report of the Board of Trustees of the Public Schools of the City of Washington, 1866-'70*, Washington City, 1870; *The Common School Laws of Pennsylvania and Decisions of the Superintendent; with Explanations, Forms, Etc.*, Harrisburg, 1870.

22) 同じく同志社蔵新島蔵書中に新島が訪問した際もらったものと思われる Noah Porter, *The American Colleges and the American Public*, New Heaven, 1870, がある。ただしこれは『理事功程』のためには使われなかった模様であるが、新島の高等教育観をつくる上では重要なものであったかもしれない。

23) なおイギリスの部ではスイスを瑞西、デンマークを丁抹、ベルギーを目耳時と表記しており、フランス・スイス・デンマークなどの部での瑞士、唵嗎、目耳義と違っている。これはどう考えたらよいのであろうか。

より刊行された佐澤太郎訳・河津裕之訳『仏国学制』の初めに含まれた1830—48年間に出了法令に続くものであり、また内容的に、河津訳の『仏国学制』の残りの大学・専門学校を扱った諸巻と重複ないし補いあうものではないかと思われる。このへんに、視察の報告としての『理事功程』の編輯の意図と、フランス教育法規の完全な蒐集の意図——これも田中の意図かもしれないが、文部省にいる誰か外の人の意志であるような気もする——とが交錯し、『理事功程』全体のバランスを崩すまでに重い法規集録となった原因があるように思える。さらに推測を加えれば、この法規の部分は田中によって原典が持ち帰られ、それを当時文部省にいた佐澤あるいは河津が訳したのではないかと考えられる。佐澤については『理事功程』仏国部之部の訂正補訳をなすという記録があり²⁴⁾、少なくともこうしたかたちで『理事功程』の編輯に佐澤が関わったことがわかる。他方、訳語の用法から河津によって訳されたのではないかと考えることもできる²⁵⁾。

ベルギーの教育略則は「白耳義国大学士ラウエレー氏著書中ノ小学校教育大綱領」とあるが、どういう原典で、またどうしてここに集録されたのかわからない。強いて憶測すれば、岩倉大使一行のベルギー訪問（明治6年2月17日—21日）に際して、誰かが用意したものを入れたのかもしれないが、根拠はない。

ドイツの部は2巻の「学校の景況」と、プロシア諸法規の翻訳・抄訳、「プロシア教育雑記」、ベルリン市学校の学科表などからなっている。「学校の景況」が新島の手になるものであることは、彼の手書きになる原稿が残っていることで明白である²⁶⁾。この原典は、イギリスの初等教育に関するニューカッスル委員会の報告書の一部をなす、マーク＝パチソンのドイツ教育に関する報告書である²⁷⁾。田中・新島はこの報告書をイギリスを訪問した折に知り、手に入れたのであろう。（アーノルド・フレーザーとともに調査委員としてパチソンといっしょに働いた。）新島はパチソンの報告書を、プロシア以外の地域の説明をはぶいたり、適当に省略するなどして、抄訳をしている。現存の草稿と『理事功程』の対応する部分を比較すると、内容的には余り大きい違いはないが、表現、ことに術語の訳語に大きな差がある。例えば束縛法が強制法となったり、前者が素人訳であるのに対して後者は官庁的用語法にかなっている。また例えばイースターをオステルンにしたように、英語のまま書かれていたものをドイツ語にするなどの工夫もしてある。ただしグラマースクールを語学校に変えてしまったのは失敗であるが、これらは恐らく新島の草稿に後で文部省関係のものが手を加えたものと思われる²⁸⁾。

24) 海後宗臣「仏国学制解題」、『明治文化全集第十巻教育篇』、17ページ。

25) 中野善達「幕末・明治初期における西洋教育関係書の翻訳」多賀秋五郎編『近代アジア教育史研究』上巻221—278ページ。この研究によると、『仏国学制』において佐澤はアカデミーを大学校と訳し、河津は大学区と正しく訳した（255ページ）。『理事功程』では大学区となっている。

26) 前掲「独乙国公学校ノ規則」三篇および無標題一篇。

27) “Report of the Rev. Mark Pattison, B. O.”, Education Commission, *Reports of the Assistant Commissioners Appointed to Inquire into the State of Popular Education in Continental Europe and on Educational Charities in England and Wales*, 1861, Vol. IV., London, P. 161—266.

28) なお『理事功程』には直接使わなかったと思われる「プロイセンの学則」と題する新島の手書きの原稿があるが、そこにはアーノルドの1868年の報告書(Mathen Arnold, *Schools and Universities on the Continent*, 1868,と思われる)から統計数字を引用したと記されている。

法令のうち、プロシア小学校の定則については、新島の手書きの不完全な草稿が残っている。中にシイヴィルスクールと英語のままに使っている所があるので、あるいは英訳のものから和訳したのかとも見えるが、今のところその原資料はみあたらない。問題は新島がどれ程ドイツ語ができたかということであるが、在独数カ月で法令の翻訳ができたとは考えない方がよいであろう。法規の大部分は、恐らくは近藤あたりが訳したのではあるまいか。同様のことは「プロシア国教育雑記」についても言える。これは恐らく田中が近藤と教育当局者を訪ねたときの聞き取りによるものであろう。末尾の附録にドイツ連邦の小学生・中学生などの統計がでていますが、これが1872年5月5日のベルリンの新聞からとったものと附記してある。その日付の時期に田中・新島はまだプロシアに入っていないことから、既にベルリンにいる近藤が田中のために、この新聞情報のみならずいろいろ資料を集めていたとする推定を裏づけることができよう。もっとももう一つの附録に中学校で教える旧新約聖書の項目がでていますが、これは新島が何らかの形で得たものであろう。

オランダの部は、リンドー氏述のオランダ国教育略則と、1857年8月13日のオランダ学制からなっている²⁹⁾。田中・新島らがオランダで視学官リンドーに逢ったことは、旅程に記された通りであるが、その成果がこの一篇となったのである。オランダ国学制の和訳が他の人の手になったものであることは想像に難くない。これは明治2年に内田正雄に訳され『和蘭学制』として開成学校から刊行されていたものと同じ学則である。ただし訳語には相違があり、『理事功程』のそれは当時の公用語を用いている。当時内田はまだ文部省にいたが、これを機会に彼の手、または彼の指導の下に改訳がなされたと憶測してはいけないであろうか。

スイスの部はチューリッヒ州の教育規則と学校統計、それに学校建築規則からなっている。旅程でみたように田中一行はジュネーヴ・ベルン・チューリッヒと訪れており、その際にこれらの資料を得たのであろう。なぜスイス国教育略記のようなものが用意されなかったのか不思議であるし、またチューリッヒだけの規定が、なぜ、また誰によって訳されたのかわからない。

デンマーク国のコペンハーゲン市公学校略記は、田中らが訪問したときに聞き取りによって得たものを新島がまとめたものであろう。英語で情報が提供されたいことは、文中の学校諸経費が英貨で語られていることからわかる。いっしょに記録されてある公学校生徒規則はどのようにして和訳されたのであろうか。

ロシア教育の景況も同じく聞き取りによったものと思うが、かなり詳しい学校統計もあり、何らかの形の資料にもよっているようである。ロシアでは恐らくドイツ語が使われたはずであるから、これは新島以外の近藤あたりによって書かれたかもしれない。新島はセントピーターズブルグの博物館にぜひ分感服していたようであるが、この「景況」には博物館については何もふれていないのも、こうした憶測を支持することになるかもしれない。

29) 前掲の中野善達によればこれは1857年8月13日の初等教育に関する法規と、1863年5月2日の中等教育に関するものの二つからなっているものである。前掲書、236-237ページ。

以上筆者が今日までに目にした資料をもとにして、『理事功程』の刊行されるまでの経緯，なかでも理事官の派遣とその旅程，資米の集収および原典，執筆者などについて検討してみた。従来不明であった点が多少は明らかにされたと思うが，なお疑問のままに残された点も多い。それらは更に今後も検討されてゆくであろう。本論文の中で触れて，なお不明な点はもちろんであるが，今回は考察することのできなかつた問題，なかでも田中の欧米視察とその『理事功程』が「学制」の成立とその実施の際に与えた役割・それらの意義については，別に稿を改めて論じたいと思う。

この論文を書くにあたっては，文中に引用した諸先学の研究から多く学んだ外，同志社史室武内力雄，名古屋大学天野郁夫，天理大学石附実，国立教育研究所佐藤秀夫の諸氏の助言助力を得た。特に記して感謝の意を表したい。